

わかった気になってしまつてしまうニュースの言葉を、より深く、丁寧に解説する

【排他的経済水域（EEZ）】

海洋の権益争いが深刻化しているアジア。EEZの沿岸国による主権的権利の行使とは、非沿岸国による「公海の自由」の享受との関係は。

海上保安大学校准教授
鶴田 順

つるた じゅん

二〇〇五年東京大学大学院法学政治学研究科
公法専攻博士課程単位取得退学。海上保安
大学校講師を経て、〇九年より現職。論文に
「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件」（法学教室
第三二二二頁）など。

近年、アジアの海では、いわゆる海洋権益をめぐる国家間の紛争・対立が頻発し、その激しさを増している。とりわけ、南シナ海では、南沙諸島と西沙諸島の領有権をめぐる紛争・対立が激しさを増しており、島への滑走路や埠頭等の建設、島の周辺海域における漁獲活動禁止に係る一方的な宣言、外国漁船の拿捕や乗組員の逮捕・拘束等が発生している。二〇一〇年三月には、海南島の南方約七〇カイリの海域において、中国政府の中国人民解放軍海軍の情報収集艦、海上漁業局の監視船や国家海洋局の監視船等が米国海軍の海洋調査船インペッカブル号に接近・包囲し、同号の航行を妨害し、現場海域からの退去を要求した。さらに、一一年五月には、海南島の南方約三二〇カイリの海域で、中国政府の国家海洋

局の監視船等が「中国管轄水域における通常の取締り活動」としてベトナムの資源探査船の調査ケーブルを切断する事案も発生している。また、日本の周辺海域においても、外国漁船による違法操業のみならず、東シナ海の境界未画定の海域における中国政府による海底資源の探査・開発等をめぐる問題があり、中国政府の国家海洋局の海洋調査船等による事前通報のない海洋の科学的調査が頻発している。

このような、アジアの海をめぐる紛争・対立が発生している海域として、報道等でたびたび言及される海域が「排他的経済水域」である。本稿では、排他的経済水域という海域について、一、排他的経済水域の意義・沿革、二、排他的経済水域において沿岸国が有する主権的権利と管轄権、三、排他

的経済水域における沿岸国の主権的権利・管轄権の行使と非沿岸国による「公海の自由」の享受の關係の三点について整理してみた。

「排他的經濟水域」(Exclusive Economic Zone、以下EEZ)とは、各国の領域主権が及ぶ領海の外側に、基線(Baseline)から二〇〇カイリ(約三七〇km、なお一カイリは一・八五二km)を越えない範囲で設定される海域である。

一九七〇年代に、中南米諸国やアフリカ諸国は、自国沿岸の領海の外の広い海域における資源管轄権を主張する構想を打ち出した。例えば、七二年にドミニカ共和国のサント・ドミンゴで開催された「海洋の諸問題に関するカリブ海諸国の特別会議」で採択された宣言は「パトリモニアル・シー(世襲海、「父祖伝来の海」の意)」を提唱し、また、同年にカメルーン、ナイジェリア、セネガル、コートジボワール、ガボン、赤道ギニアのヤウンデで開催された「海洋法に関するアフリカ諸国セミナー」で採択された結論はEEZ制度を提唱した。そのような構想が国際的に広範な支持を受け、八二年に採択された「海洋法に関する国際連合条約」(以下「国連海洋法条約」)。効力発生は九四年、日本についての効力発生は九六年)では、領海の幅員を一二カイリ(約二二km)までとする一方で、領海の外側の基線から二〇〇カイリまでの海域に、沿岸国が資源管轄権を有する海域としてEEZを設定することが認めら

れた。

国連海洋法条約におけるEEZ制度の採用は、領海の拡大要求を一二カイリまで抑え(当時、中南米諸国やアフリカ諸国等には、二〇〇カイリの領海を主張する国もあった)、「公海の自由」を広い海域で享受したい先進国と、自国の沿岸の広い海域で資源管轄権を確保したい発展途上国との間の調整の所産であったといえる。

国連海洋法条約は、EEZ制度はあくまでも同条約上の制度であり、同条約の非当事国が有する権利義務に影響を及ぼすことはないという意味で、「特別の法制度」(同五五条)であると規定している。しかし、国連海洋法条約の起草段階で、多くの国がEEZ制度の趣旨をふまえて国内法を整備し、自国の沿岸海域にEEZを設定した。EEZ制度は、今日、国連海洋法条約上の制度であるにとどまらず、諸国の実行を通じて国際慣習法上の制度として確立したとの評価も多く、このような評価を支持する国際司法裁判所の判決もある(一九八五年のリビア⇨マルタ大陸棚境界画定事件判決)。

日本は、国連海洋法条約の起草段階の一九七七年に「領海法」と「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、領海の幅員を日本の基線から一二カイリに拡大する一方で(例外的

に、宗谷海峡や津軽海峡等の「特定海域」については、領海の幅員(三カイリ)を維持)、日本の基線から二〇〇カイリまでの海域に、資源一般に関する管轄権ではなく、漁業(水産動植物の採捕または養殖の事業)に関する管轄権を有する海域として「漁業水域」(いわゆる「漁業専管水域」)を設定した。その後、九六年に国連海洋法条約を批准する際に、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定し、日本の基線から二〇〇カイリまでの海域に、天然資源に関する主権的権利等を行使できる海域としてEEZを設定した。EEZの設定により、日本の内水・領海・EEZを合わせた広さは約四四七万平方kmとなり、日本の領土面積約三八万平方kmの約一二倍であり、アメリカ合衆国、フランス共和国、オーストラリア連邦、ロシア連邦、カナダに次ぐ世界第六位の広さとなった。

あいまいさが残る非沿岸国の義務

沿岸国は、EEZにおいて、主権が及ぶ領海とは異なり、あくまでも特定の事項に関する主権的権利や管轄権を有している。EEZ制度は沿岸国の経済的利益の追求を主たる目的として設定された制度であることから、国連海洋法条約五六条一項は、沿岸国はEEZにおいて「天然資源(生

物資源であるか非生物資源であるかを問わない)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」と、EEZにおける「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)」に関する主権的権利を有すると規定し、EEZ制度の中心に位置づけている。他方で、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」、「海洋の科学的調査」、「海洋環境の保護及び保全」については、沿岸国は「管轄権」を有すると規定している。

このように、国連海洋法条約五六条一項では「主権的権利」と「管轄権」が使い分けられているが、ここでの使い分けは、沿岸国による国内法令の執行権限の有無やそのあり方と連動しているわけではない。国連海洋法条約では、EEZの沿岸国による外国船舶に対する国内法令の執行権限が明文で規定されている事項(天然資源のうち生物資源の探査・開発・保存・管理や海洋環境保護等)に関連した執行権限の行使等)と明文で規定されていない事項(海洋の科学的調査の規制に関連した執行権限の行使等)があるため、国内法令の執行権限が明文で規定されていない事項についての執行権限の行使の可否については議論があるところである。

一方、EEZは、従来は公海であった海域に沿岸国の主

権的権利や管轄権が認められた海域であり、国連海洋法条

「**「妥当な考慮」**を払う義務がある。

約五六条一項に規定された特定の事項以外については、公海としての性格が維持されている。国連海洋法条約五八条一項は、すべての国は、EEZにおいて、「航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用（船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用等）の自由を享有する」と規定している。同条項は、EEZにおける船舶（各国政府の軍艦や公用船舶を含む）等の特に航行の自由は、国連海洋法条約八七条一項に規定された「公海の自由」におけるそれと同義であることを確認した規定であると解される。他方で、同条三項は、いずれの国も、EEZにおいて、「この条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払う」義務を負うと規定している。それゆえ、例えば、公海上で各国政府の軍艦や海上警察機関等の公用船舶は、旗国主義に基づき自国籍船舶に対して執行管轄権を行使することができるが、ある国のEEZにおいて当該執行管轄権を行使するに際しては、EEZの沿岸国が有する主権的権利や管轄権に

国連海洋法条約五八条三項の「**「妥当な考慮を払う」**義務の設定は条約起草過程の調整の所産であり、EEZの非沿岸国のいかなる海の利用が当該義務を履行したものであるか、またその逆についても、あいまいさが残るが、EEZの沿岸国が有する主権的権利や管轄権に「**「妥当な考慮」**

を払わない行動としては、例えば、一、EEZの沿岸国の平和や秩序、安全保障の不当な侵害、二、EEZの沿岸国による自国の資源や環境を保護・管理する権利の行使の妨害、三、EEZの沿岸国による人工島、施設および構築物の設置および利用に係る管轄権の行使の妨害が含まれると解される。

それゆえ、例えば、EEZの沿岸国が海底資源の探査・開発を行っている海域において、外国政府の軍艦や公船が当該資源探査・開発のための機器を物理的に損壊するという行為は、明らかに「**「妥当な考慮」**を欠く行為である。また、EEZの沿岸国政府の海上警察機関が自国のEEZですでに拿捕した外国漁船に、その旗国政府の海上警察機関の公用船舶が接舷する場合、当該旗国政府は沿岸国が自国のEEZで有している漁業取締り権限の行使の妨害とならないように、「**「妥当な考慮」**を払う義務があるといえる。■